

獣医療広告制限が変わります！

令和6年4月1日から、獣医療に関する広告制限が変わります。

獣医師の皆様におかれては、改正内容を理解し飼育者へ適切な情報提供をお願いします。

改正のポイント

獣医師への**正確かつ適切な情報提供の努力義務**を課しました！

獣医師の**専門性※、
経歴**の広告が可能



※ただし、農林水産大臣の指定するものが認定した専門性に限る。

様々な**診療行為**
の広告が可能



ただし、以下の併記が必要

- ①問合せ先
- ②主なリスク、副作用
- ③診療の内容
- ④費用

**ウェブサイトも
適切な情報発信**



詳しくは、**獣医療広告ガイドライン**を確認し、
飼育者等が提供される**獣医療サービス**を
正しく理解し、適切に選択
できるようにお願いします。



獣医療広告ガイドラインを含む

「獣医療広告制限見直しについて」は、こちらから →

もしくは、以下のURLからご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/koukoku.html>

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課



神奈川県県央家畜保健衛生所

〒243-0417 神奈川県海老名市本郷3658

電話 : (046)238-9111 ファクシミリ : (046)238-9124



県央家保 HP